三鷹市議会議会改革検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に、より信頼され開かれた議会を目指すため、議会改革に係る調査研 究及び提言を行うことを目的として、市議会に三鷹市議会議会改革検討委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所管事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、議長の要請に基づき、別に定める 検討項目について調査研究及び提言を行う。

(委員会の組織)

- 第3条 委員会は、市議会議員11人で構成する。
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと きは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、協議により決定する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ の意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- 5 議長及び副議長は、委員会の求めに応じて出席し、発言することができる。 (会議の公開)
- 第6条 委員会の会議は原則公開とする。

(提言の取扱い)

第7条 委員会の提言があったときは、議長は、各派代表者会議に諮り、協議の整った事項を実施に移すものとする。

(委員会の庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、議会事務局議事係及び調査係において行う。
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成24年6月5日から施行する。